

お詫びとお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、不当景品類及び不当表示防止法(以下、「法」といいます。)第7条第1項の規定に基づく消費者庁の措置命令(平成29年3月3日付)に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次の通り周知いたします。

当社は、「水素たっぷりのおいしい水」と称する清涼飲料水(以下、「本件商品」といいます。)を一般消費者に販売するにあたり、平成26年10月10日から平成28年3月13日までの間、当社に関連したウェブサイトにおいて、「水素が脂質代謝を促進!血糖値の急上昇も抑制」「炎症を抑える効果で肩こりや筋肉痛を軽減!」「ニキビや吹き出もの、かぶれといった炎症による肌トラブルの解消に有効。」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取すれば、脂質代謝を促進し、血糖値の急上昇も抑制する効果が得られるかのように示す表示や、炎症を抑制し、肩こりや筋肉痛を軽減、ニキビ、吹き出もの、かぶれを解消する効果が得られるかのように示す表示をしておりました。さらに、平成26年5月30日から平成27年11月6日までの間、当社に関連したウェブサイトにおいて、「内側がキレイだとカラダは燃える!!」「成功者続々!!」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしておりました。かかる表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、法に違反するものでした。本件により、お客様をはじめ、関係各位に多大なご迷惑をお掛け致しましたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の措置命令を真摯に受け止め、再発防止のため管理体制の一層の強化に努める所存でございます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月4日

株式会社メロディアンハーモニーファイン 代表取締役社長 門田 孝行